

# 郵便での戸籍証明等の請求方法

本籍地の市町村役所宛に、次の①～④を同封してご請求ください。

## ① 「請求書」

戸籍事項証明等交付請求書に必要事項を記入してください。  
※ 日中連絡が出来る電話番号(携帯電話可)を必ず記入してください。

## ② 「手数料(定額小為替)」

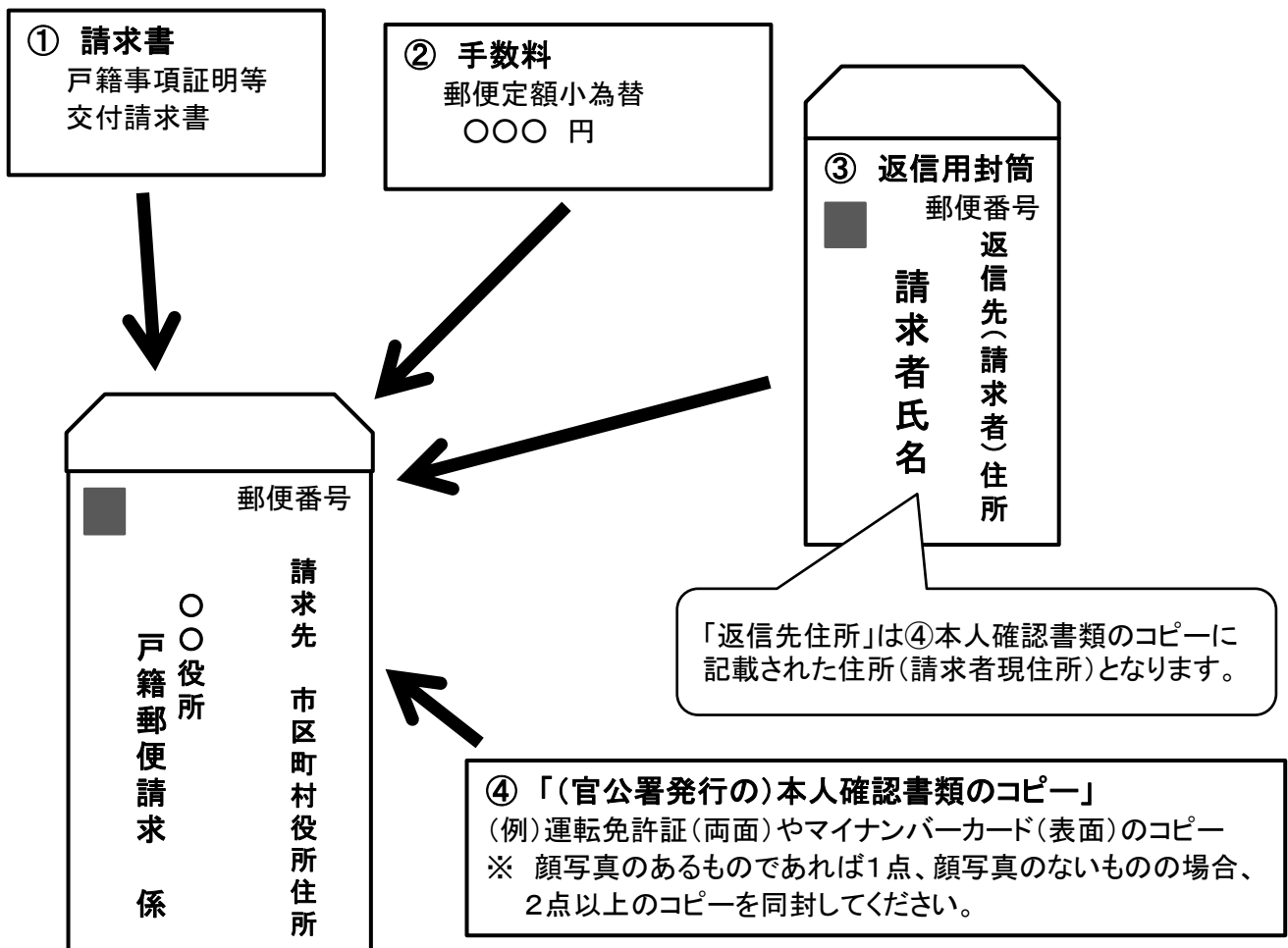
手数料は郵便局で販売している定額小為替でお送りください。  
証明書の発行手数料は市区町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。  
※ 受取人欄には何も記入しないようお願いいたします。

## ③ 「返信用の封筒・切手」

切手を貼ったうえで、返信先(請求者)の郵便番号・住所・請求者の氏名を記入してください。  
※ お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼ってください。

## ④ 「(官公署発行の)本人確認書類のコピー」

請求者の本人確認のため、公的な身分証明書のコピーが必要となります。  
(例) 運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等のコピー



※ 郵便請求の場合、窓口での処理・確認及び配達に日数がかかります。投函してから届くまで1週間～10日程度かかる場合がございますので、日程に余裕をもってご請求ください。  
※ 書類に不備があり電話で連絡することが出来ない場合、送っていただいた書類を返送することがあります。必ず日中連絡のつく電話番号を記入するようお願い申し上げます。

戸籍事項証明等交付請求書【郵便用】

(あて先) 長 宛 令和 年 月 日

請求者	住所	〒 _____ アパート名・部屋番号等	
	電話番号	屋間の連絡先 (自宅・勤務先・携帯)	
	氏名	ふりがな ※ 署名または記名・押印	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

① 必要とする戸籍	本籍	番地		必要なものに○をつけてください	必要な通数	
	筆頭者	ふりがな	生年月日	1	全部事項証明 (戸籍謄本)	通
			明・大・昭・平・令	2	個人事項証明 (戸籍抄本)	通
			年 月 日	3	除籍謄本	通
	個人(抄本)の場合、必要人の氏名	ふりがな	生年月日	4	改製原戸籍謄本	通
			明・大・昭・平・令	5	戸籍の附票 ※1	通
			年 月 日	6	身分証明書 ※2	通
② 請求者と①に書かれた筆頭者との関係について			7	( )の 出生( )~ 婚姻・転籍・死亡まで	セット	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子: ( )は( )の( 親・子 ) <input type="checkbox"/> 直系血族(具体的に: ) <input type="checkbox"/> その他( ) ⇒必ず事前にお問い合わせください				その他	通	
定額小為替同封合計金額					円	

③ 使いみち、証明したい内容・提出先を出来るだけ詳しくお書きください。  
 (例) ・ 父〇〇の死亡に伴い、相続手続きのため〇〇法務局・〇〇銀行へ提出するため、〇〇の出生から死亡までが必要。  
 ・ 車の廃車手続きのため、〇〇自動車会社に提出するため△△から◆◆までの住所の履歴がわかる附票が必要。

④ 最近2週間以内に戸籍の届出をしましたか？  
 いいえ ・ はい 【届出日】令和 年 月 日 【届出先】 市区町村  
 【届出の種類】

※1 指定がない場合、附票の戸籍の表示は省略されます。 ※2 身分証明書の取得は本人請求のみです。

★必要書類★ 必ずご確認ください！！

1 必要事項を記入した請求書(この紙)  ←用意したらチェック

2 手数料  ←用意したらチェック  
 郵便定額小為替でお願いいたします。(※定額小為替の受取人欄は記入しないでください。)  
 証明書の発行手数料は市区町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。  
 出生～死亡等の連続した戸籍を取る場合、1セットにつき郵便定額小為替が複数枚必要な場合がございます。

3 返信用の封筒・切手  ←用意したらチェック  
 返信用の封筒に切手を貼付の上、請求者の住所・氏名を記入してください。  
 ※ 請求者の本人確認のため、原則として本人の住民票上の住所以外には返信できません。

4 請求者の本人確認資料のコピー  ←用意したらチェック  
 請求者の本人確認のため、運転免許証や健康保険証など、住所(住民票上の住所)・氏名の確認ができる公的身分証明書の両面コピーが必要となります。(マイナンバーカードは表面のみ)

※ 請求者が本人以外の場合は、上記以外の書類を同封していただく場合があります。

請求書に不備がある場合、連絡先に電話をいたします。数日間連絡がとれない場合は、申請書類一式をお客様の返信用封筒にて返送いたしますので、屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください

※不正に作成された文書の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)